検討項目

「警察通信業務」

委員等のコメント

- I T調達として随意契約が多いのは問題。システムの調達と保守管理を一体 化して効率的な調達を行なう工夫をどの程度行なっているのか明らかにする 必要がある。
- ●電機メーカーが複数存在するのに一者応札が多くなっていることについて、 原因を明らかにして具体策をとろうとしていないのは問題である。
- I Tの調達について民間では、当初はコンサルタント会社などを入れて契約を行い、段階的に直接契約に切り替えていくところ、I Tの公共調達でみられる問題として直接ベンダー契約するため、コストが高騰する状況がみられる。そのような I Tの特性を考えた調達を実現できているのかが重要。
- ●警察庁は専門的な知見を有するスタッフがいると説明しているが、情報通信 分野の技術進歩は早いのでにわかには信じ難い。十分な知識を持っていると の発注者の過信はコストの増加の原因となり得るものである。民間では、シ ステムの構築などについて、身内以外に、専門のコンサルタントを活用して いる。
- ●税金を使って調達する以上、安いコストでしっかりした調達を行うべきところ、随意契約、一者応札が多く、高いものを買っている、あるいは事実上参入制限となる仕組みになっている懸念がある。技術的な要件のレベルが高く、競争できる民間事業者が少ないというならともかく、特に受注企業に警察出身者がおり、OBがいる事業者が有利な競争制限的な状況となっているようであれば問題である。
- ●平成 21 年度予算の執行等により、事務局資料よりも随意契約、一者応札の比率は現在では改善されているとの御認識であれば、随意契約、一者応札のより正確な状況が分かる資料を提出してもらう必要がある。
- ●機材・ソフトの調達に関して、連続して同一メーカーから調達することがないようにする仕組みを工夫する必要がある。
- ●「競争性が確保されるよう努力はしたので、一者応札になってしまった案件については、それで止むを得ない、我々がどうこうする問題ではない」としている警察庁の認識では、競争の促進を実現できておらず、誤りである。

- ●本当に公正な競争原理が働いた中で、一者しか応札出来ない状況だとすると、 その者に何かあればどこも入札できず、実施する民間事業者がいなくなって しまう。実際は別の民間事業者が応札可能である見込みがあるので、一者応 札の是正に真剣に取り組んでいないようにも考えられる。
- ●結果として競争原理が働いていない部分が相当あることについて、警察庁が 真剣に検討する必要がある。税金で調達するのであるから、安く、良いもの を調達する必要がある。一者応札の問題が解消されるよう、民間事業者を育 てるなど、積極的な取組を行う必要がある。
- ●一者応札を解消すべく努力したというが、一者応札になっている案件をみると、落札者には大概天下りがあるという印象を持っている。警察庁は「人事課の資料によれば一者応札等の企業に天下りはない」と回答したが、実際は各メーカーに警察関係者が就職しているのであり、何をもって天下りと定義するのか、という問題にすぎない。
- ●一者応札の問題に真剣に取り組んでいるかについて、本当に国民の信頼を得るには努力が必要。一者応札で落札している民間事業者に警察庁のOBが天下りでいるうちは、やはり競争原理は本当には働いて欲しくはないのだろうと受け取められる。
- ●一者応札という結果がでたら、これは大変だということで走り回るという意識を持っていただきたい。こんなものでしょうという受け止め方をするということ自体、甘いといわざるを得ない。一者応札ということは、その落札者の応札がなければ、正常な取引の成立を期待しても、どこも手を挙げないということになる。そのようなリスク管理を真剣に考えていただきたい。
- ●一者応札は競争が成り立っていないミニマムの事例であり、複数者が入札しているとしても出来レースだという場合もやはり競争原理は働いていない。30%程度という一者応札は小さく見てもそのくらいは競争が成立していないということであり、本当は50%くらいの案件で競争原理が働いていないかも知れず、30%という数字は低くないことを御認識いただきたい。

評価結果

- ●「競争性が確保されるよう努力はしたので、一者応札になってしまった案件については、それで止むを得ない、我々がどうこうする問題ではない」としている警察庁の認識では、競争の促進を実現できておらず、誤りである。
- ●結果として競争原理が働いていない部分が相当あることについて、警察庁が 真剣に検討する必要がある。税金で調達するのであるから、安く、良いもの を調達する必要がある。一者応札の問題が解消されるよう、民間事業者を育 てるなど、積極的な取組を行う必要がある。
- ●広域交通管制システムの更新整備及び維持管理について、公共サービス改革 法の民間競争入札を行うが、警察庁の通信機器の調達状況と競争の促進策に ついて精査する必要がある。
- ●平成 21 年度予算の執行等により、事務局資料よりも随意契約、一者応札の比率は現在では改善されているとの御認識であれば、随意契約、一者応札の内訳や中身のより正確な状況が分かる資料を提出してもらう必要がある。
- I T調達として随意契約が多いのは問題。システムの調達と保守管理を一体 化して効率的な調達を行なう工夫をどの程度行なっているのか明らかにする 必要がある。

とりまとめコメント

- ●もし発注者側がクリーンでイノセントだとすると、一者応札の場合何らかの 談合の存在が懸念される。談合がある場合、談合する側も悪いが、談合を許 容してしまう発注者側も悪い。警察庁の調達において、談合などあってはな らないことである。そのような観点から、官民競争入札等監理委員会のサポ ートも得ながら、調達を改善していっていただきたい。
- ●警察庁の業務であるので、一般の省庁に比べて守秘性の高い部分が相当ある ことは当然であるし、慎重にならざるを得ないことも理解。しかし税金をい かに効率良く使い、いかに質の良い調達をするかという普遍的な部分につい ては、官民競争入札等監理委員会を使い、取り組んでいただきたい。